

形成期の土地共同体

田 中 裕

〔要約〕封建制度成立期の研究において、旧来兎もすれば、上部構造と下部構造とを夫々別箇に、切り離して取扱う嫌いがあつた。従つてレーニン制と農奴制とは、法制史研究と経済史研究という個々別々の研究分野に、隔躋せしめられ勝ちであつた。然し乍らこれらは、互に切り離して扱ふことを許さない、重要な一面をもつてゐる。いわば両者は相互に、社会史を交渉の「場」としてゐるのである。ここで「共同体」をその主要テーマとし、家父長的家共同体から秘密共同体、更に土地共同体への変貌過程を考察し、封建制度成立期の社会変革を示さうと試みたのである。「共同体」の段階的發展がこれであつて、この運動を媒介として、レーニン制と農奴制との結合が、美事に構築される。その担い手こそ土豪領主であり、彼等こそこの翻期における「村作り」の運動を、主体的に推進したのである。本稿の意図は、その過程の分析にある。

一、緒 言

総じて歴史的発展の急速に推し進められる各段階において、私は「村作り」の運動が顕著に押し進められているのを想い、そこに歴史を創りゆく農民の姿を、如実に感得しうるように思う。とりわけ、西ヨーロッパを舞台とする近代社会の擡頭期における「村の自由」獲得のそれは、実践的な農民像をさまざまなと浮彫にするものである。かかる村

落解放の運動を考究せんとする場合、その前提となつてゐる封建村落の考察を必須とする。それ故その成立、機能等についての詳細な分析なくしては、問題を前進的なものとなしえないであらう。かような基本的視角に立つて、村落が如何様に形成され、またそれがどの様な帰結をもたらしたか、総じて封建初期における「村作り」の運動は、如何様な過程を辿つたかをば、吟味してみなければならぬ。そこで私は先ず、村落形成の前提となつてゐる、家父長的

家共同体の構造と展開について、考究してみよう。

二、家父長的家共同体の構造と展開

最古の家組織の分析に入るに先だち、これに關する研究的概観を試み、現在迄の到達点を明かにしよう。実はこれに關しては、約一世紀以上に亙る大規模な研究集積がある。即ち最古の家共同体は果して聚落形式をなしていたか、それとも散居形式であつたかどうか、又はこれが当初より隸属的色彩を濃厚に帯びていたか、それとも自由な存在であつたかどうか、の諸問題がそれである。この研究史の展望についての最も要領のよい要約は、ドップシユ教授の「ヨーロッパ文化發展の社会、経済的諸基礎」第一章に纏められている。^①彼によればこの研究の發端は、散居定住 (Einzelhofsedlung) の始源性を主張した、メーザーの「オスナブリュック史」(一七八〇)に始まる。^②その後、夫々の時期における時代思潮に影響されつつ、前世紀中葉マウラーは、自由なる村落定住 (Dorfsiedlung) の始源性を主張した。^③ついてギールケはこれに法制史的内容を盛り、所謂マルク共同体説 (Markgenossenschaftstheorie) を

主張した。^④また殆んど同時期に、上述のメーザー、マウラーの所説を綜合した、マイツェンの定住形態に關する類型的研究が現われた。^⑤以上の諸研究は、定住が聚落である散居であれ、その自由なる始源性を主張したものであるが、これに対し前世紀第三・四半期頃より、異つた主張が擡頭した。いわば上述の自由村落説の反動とも稱すべきもので、村落の始源的隸属性を主張するものである。この代表者をば、フュステル・ド・クランジュと、イナマ・ステルネツグと見做してよいであらう。^⑥

以上はごく大雑把な概観であるが、ドップシユはかかる基本的視野に立つて、系譜的二元論をとつている。彼によれば最古の定住には、自由なもの、隸属的なもの双方の形態がみられ、且つ散居・聚落の両形態も併存していたと見做している。^⑦ほぼこれがドップシユを頂点とする一九三〇年代迄の研究の到達点であるが、三〇年代を劃期として新たな研究成果が現われ始めた。いわばドップシユの系譜的二元論をば、歴史的發展論の軌道に乗せ、鋭い見解を披瀝したヴェーラー、及びリユトゲがそれである。^⑧

先ず最古の定住はヴェーラーによれば、一般に自然發生

的な散居定住で、精々、小村 (Wäler) 程度のものであり、決して聚落的村落ではなかつたという。即ち最古の定住は丘陵地に多く見出され、個家定住乃至は三・四戸の集団らしきものがみられる程度である。これには各種の考古学的成果、地名学研究からみて、遠く石器乃至は青銅器時代に遡るものが存在している。ここにおける耕地の形状は一般に方形をなしており、丘陵砂質地の傾斜面沿いに形成されている。特にイングランドに関してはセル・カーウインの報告にもある如く、集約度の高い基幹部分は土砂止めとして一種の畦 (Lynchel) が形成されており、それに縁どられた耕地部分をば手犁 (cushrom) 又は軽量の車輪なき二頭犁 (aratum) で耕起している。この犁で特徴的なのは犁刀 (couler)、揆土板 (mould-board) 等、犁起しに必要な装置が欠如している事である。一般にかかる形態の犁をもつてする農業経営は、一種の粗放穀草式経営 (rohe Feld-Grauwirtschaft) であり、遊牧的色彩を濃厚に帯びた農業経営方式と見做して大過ないであろう。それ故これは言葉の真の意味における農耕経営ではなく、耕地耕作も湿润且つ粗野なる土地に適している燕麦に捧げられ、ライ麦・小麦

を付けたかどうかは明瞭ではない。かかる段階における農業経営のあり方が、可成り整然と記されているグレイのスコットランドに関する研究によれば、大要次の如くである。即ち先ず経営地は、集約度の高い内耕地 (infield) と粗放的な外耕地 (outfield) に分れている。内耕地は全経営地の小部分 (約五分の一) を占めるに過ぎず、連年耕作の休閒なき農耕地であり、更に三圃に分割されて作付けされている。他の大部分を占める外耕地は、更に二つに区分されており、その十分の一のみが年々耕作されるのみである。三分の二は foughs と呼ばれ、軽量の犁で毎年夏に犁耕されるのみで無肥料で麦類の作付をなし、地力回復を俟つまで放牧地とされる。このようにかかる段階の農業経営にあつては、放牧地の占める割合が圧倒的に大である点が、はつきりと窺いうる。

ついでここにおける社会関係であるが、ヴェーラーはゲルマン故地のスカンデナヴィヤの実証的研究から、単一家族 (Hinzeln) がその基幹であると見做した。ここでは原始的自由を根幹とした私有権と相続権との存在が確認され、一

見、近代家族に類似した家共同体であり、家族経営地も家
居の周辺に纏つている。¹⁸⁾ しかもそれは大小区々で、計画的
な土地分割の関心は一般に稀薄である。それ故、夫々の家
共同体は孤立分散的であり、それ自体、自立的な存在であ
る。農業経営は主として、家畜飼育に重点をおいており、
これについてウェーバーも、「家畜飼養は個人的に経営し
えたしまたそうあらねばならなかつた。いずれにしてもこ
の場合には、共同体は餘り大きくならないことは出来な
い。何となれば、粗放的経営の場合には、ひろい地面にわ
たる分散がおこなわれるからである。」¹⁹⁾ といつてゐる。ま
ことにここでは散居的な家共同体をば、合理的な存在様式
と見做してよいであらう。唯、この際考慮すべきは、定住
の社会的基礎単位に關してである。ヴェーラーはこれを単
一家族 (Einzeln) と見做す極端な見解をとつてゐるが、古
代社会という境位を思い浮べる時、若干の疑義がある。例
えば彼の所説と対照的なカール・ハッフは、かかる定住形
態の社会的基礎単位は、家父長的大家族ではなかつたらう
かと思做してゐる。²⁰⁾ いわばそこには、"Häuser" と称する
家父長の座位がみられ、それ自体として同族財産を持つて

おり、種々の共同体的慣習が存在してゐた。即ち、死人共
同礼拝 (Totenkultpflicht) 隣保共助 (genossenschaftliche-
pflicht) 等がこれである。²¹⁾ いわばそれは明かに、巨大な家
父長的家共同体を構成してゐたものと、見做してよいであ
らう。ハッフの抱くかかる観点は、エルンストにあつても
同様である。エルンストは最古の社会組織をば種族 (ジッ
ペ) に他ならぬと見做し、家父長制的色彩が濃厚であると
考へてゐる。²²⁾ 更にこれは種族国家のあり方を興味深く扱つ
たシュレジンガーによつても裏付けられてゐる。彼は最古
の社会關係をば扈從制 (Gefolgschaft) と理解し、家父長的
色彩の濃厚なる点を指摘してゐる。²³⁾ かくてかかる社会關係
の下で土地分割は、家父長の擁する労働力、扶養者の多
少、並びに貢納負担能力の如何によつて決定され、従つて
地積面で表示される配分量は大小区々となつたであらう。
いわば土地分割は、形式的平等をその原理としたのではな
く、家共同体を単位とする配分権の機会均等という観点か
ら処理されたと思做してよい。²⁴⁾ 更にこの間の事情は、当時
の貢納賦課方法を考察する時、一層明瞭となる。即ち、当
時、原始国家への貢納徴収並びに労役提供には、家共同体

を表示する屋敷 (Hofstette) それ自身が、賦課基準の基礎単位をなしており、決して地積 (Feldmag) その他が、その基礎単位をなしてはいない。これは人と土地とを未分化

に内包した家父長的家共同体が、社会体制の基礎をなしていた事を、如実に示すものである。所謂マンス (manse) がこれであり、ブロックはこれをば家父長的家共同体の指標とみている。④

それ故マンスの内部には、マンキピア (mancipia) と称する不自由民^⑤ 奴隷が内包されている。さればマンスは、純粹に地積のみに関連をもつフーフエ (Hufe) とは、異質の社会形成の産物である。⑥

この点を意識的に指摘し、この時期の農業体制の基礎的理解に劃期的な論点を開拓したのは、外ならぬリネトゲ教授の功績である。従来は一般にマンスとフーフエは漠然と同一視され、そのもつ社会構成上の相違は、必ずしも明瞭ではなかつた。この事情は権威あるドップシュ等の標準書をみても明かなところである。⑦

まことにマンスとフーフエとは、異つた社会構成的意義を有しており、この相違は決して混同さるべきではない。マンスはあくまで家父長的家共同体を基盤と

し、人と土地とを共にその内部に包含した、より未分化の概念なのである。

ところでこれら家父長的家共同体は、人口増加と共に漸次家産分割を速める傾向にあつた。ここに屋敷 (Hof) の分割がみられ、家族員の分離が現われる。かくしてこれらの自立した小家族は、相互に隣保共同体 (Nachbarschaft) を形成してゆくようになる。⑧

かかる隣保共同体への傾斜は、単にゲルマン的世界のみの動向ではなく、ローマの世界にも同様にみられる。⑨ 奴隷の不補充という原因から、それを地代源泉 (Rentenfonds) として利用するため、奴隷は土地に緊縛せしめられた。今や奴隷を家族員の成員に引き上げるか、しからずんばそれに小家族 (eine eigenen familie) の所持を許容するか、いずれか一つの方途をとらざるをえないこととなつた。⑩

とりわけ八世紀から十二世紀にかけて、奴隷の地位は絶えず向上して行つた。即ち、一方では大征服の終末と共に奴隷取引は衰退し、双隸市場への奴隷の供給は困難となつていつた。然も他方では新しい大開墾の結果、奴隷需要が恐ろしく増加した。かかる需給関係の中で、奴隷を獲得し保持しようと思えば、家長は奴

隷の生活諸条件を改善せねばならなかつた。^④

更にかかる傾向は、次のような諸事情からも促進せしめられた。即ち家父長制に内在する財産復帰権 (right of reversion) 及び貢租特に死亡税 (mainmorte) の徴収等を契機として押し進められた。一般に農民は均分制によつてえた権利により、自己の財産権を確保していたが、夫々の農民に後継者なき場合、首長は復帰権を行使しえたのである。それ故、これを避けるため、農民は相続権をば非公式に傍系親族に拡散し、自己の家産を確保しようとしたのである。また主長より賦課される貢租、特に死亡税の支払いに關しては、合法的に免れるため、非公式に外部より仲間 (Fressche) を引き入れ、これを家共同体のメンバーとして補充する。この場合にあつても農民は、外来者を導入することによつて、自己の家産の減耗を防いだのである。^⑤

兎も角もこのようにして旧来の家共同体は自己の存立のため、奴隷及び傍系親族乃至は外部の者を、家共同体の中に秘密裡に包摂することにより、旧来の家共同体の経済力の強化を図る。ここに形成される共同体がブロックのいう秘密共同体 (La Communauté tuisible) である。^⑥ これは旧来

の家共同体 (La communauté familiale) が内包的には稀薄化し、外延的には拡散したものと見做してよい。いわばこの秘密共同体は、旧来の家共同体の展開過程の裡に形成されるものであつて、やがては村落共同体 (La communauté rurale) 乃至はヴェーラーのいう土地共同体 (Gesamtheit über Grund und Boden) に至る過渡形態を示すものである。我々はここに早くも、事実上の聚落定住に近きものを見出すことが出来るのである。かかる諸事情を如実に示すものとして、旧来の家父長が聚落定住の土豪層に成長するのを觀取しうる。これはこの当時 (封建初期) の村落名が、旧来の家父長の人名を踏襲していることからも、はつきり窺いうるのである。^⑦ 兎も角も私はここに、旧来の家父長の家共同体の頂点に位する首長が、聚落支配の土豪領主 (Orshert) に推転したのを知るのである。かくして今や、地代源に寄生する土豪層と一般農民との身分的分化 (Sozialische Differenzierung) は決定的となる。かかる土豪層こそ事実上の村落支配者であり、莊園領主である。

ところで、国王は混乱せる治世を前にして、これら土豪層を自己の政治的支配の基礎とする。いわば彼等は新たな

る政治的支配創出の、好箇の条件を形成しつつあつた。今や私は、この際採られた政治的支配のあり方と基礎構造との関連について、考究すべき段階に立ち至つた。所謂「ヘン制」について、その役割を問うべき局面に立ち至つたのである。

- ① A. Dopsch, *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung*, Wien, I², 1923, Eng. ed., *The economic and social foundations of european civilization*, 1923.
- ② Justus Möser, *Osabrückische Geschichte*, I², 1780, Vgl. A. Dopsch, *Ehnd*, S. 8, *Ibid*, p. 5.
- ③ G. L. V. Maureer, *Einleitung zur Geschichte der Markt-, Hof-, und Stadtverfassung und der öffentlichen Gewalt*, 1854, vgl. A. Dopsch, *Ehnd*, S. 24, *Ibid*, p. 14.
- ④ O. v. Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, 1868, Vgl. A. Dopsch, *Ehnd*, S. 29, *Ibid*, p. 16.
- ⑤ A. Meitzen, *Der Boden und die landwirtschaftliche Verhältnisse der preussischen Staates*, I, 1868, Vgl. A. Dopsch, *Ehnd*, S. 32, *Ibid*, p. 18.
- ⑥ F. de Conlanges, *Histoires des institutions politiques de la France*, 1875, K. Th. v. Inama-Sternegg, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte*, 1879, Vgl. A. Dopsch, *Ehnd*, SS. 37, 44, *Ibid*, pp. 22, 25.
- ⑦ A. Dopsch, *Ehnd*, SS. 89, 246, *Ibid*, PP. 45, 106, 111.

⑧ K. Wührer, *Beiträge zur ältesten Agrargeschichte des germanischen Nordens*, 1935, F. Iltge, *Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters vornehmlich in der Karolingerzeit*, 1937.

猶うの圖書に關しては、上原亨録、*独逸近代歴史学研究*、昭一九、第三論文參照。

- ⑨ K. Wührer, *Ehnd*, S. 16.
- ⑩ K. Wührer, *Ehnd*, SS. 29, 43.
- ⑪ K. Wührer, *Ehnd*, S. 40.
- ⑫ K. Wührer, *Ehnd*, S. 87, E. Cecil-Curwin, *Air photography and the evolution of the Cornfield*, 1938, P. 6.
- ⑬ E. Cecil-Curwin, *Ibid*, PP. 5, 13.
- ⑭ T. F. v. d. Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft I Band*, 1902, S. 41, J. Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftslehre*, 1928, Bd. I, S. 12.
- ⑮ T. F. v. d. Goltz, *Ehnd*, S. 48.
- ⑯ H. L. Gray, *English field systems*, 1915, pp. 169-170.
- ⑰ K. Wührer, *Ehnd*, S. 84.
- ⑱ M. Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 第三・青山共訳『*モリス・ウェバーの経済社会学論*』、大塚一六編。
- ⑲ K. Haf, *Geschlechts- und freien Marken in Skandinavien und Deutschland*, Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte, (第12 V. S. W. G. 45卷第4号) Bd. 28, Heft 2, 1935, SS. 126-7, 續『*大塚亨録の通説*』參照。
- ⑳ K. Haf, *Die Altnorwegischen Nachbarschaften und ihre genes-*

- senschaftliche Organization, V. S. W. G., Bd. 22, Heft 2, 1929, S. 195.
- ② V. Eymst, Die Entstehung des deutschen Grundeigentums, 1926, S. 12.
- ③ W. Schlesinger, Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte, Historische Zeitschrift Bd. 176, Heft 2, 1933, S. 239.
- ④ M. Weber, Der Streit um den Charakter der allgemeinen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts, Gesammelte Aufsätze zur Sozial und Wirtschaftsgeschichte (以下 G. A. S. W. G. 2) 巻十(下) 1924, S. 547. 以下 巻十(下) 111-116頁參照。
- ⑤ M. Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale Française, 1952, p. 163.
- ⑥ F. Lütjge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters in mittel-deutschen Raum vornehmlich in der Karolingerzeit, 1937, S. 114; Do., Die Hufe in der thüringisch-hessischen Agrarverfassung der Karolingerzeit, Schmollers Jahrbuch, Bd. 61. 1, 1937, S. 47.
- ⑦ F. Lütjge, Hufe und Mansus in den mitteldeutschen Quellen der Karolingerzeit, in besonderen in dem Brevarium St. Galli, V. S. W. G., 1937, Bd. 30, Heft 2, S. 112.
- ⑧ A. Dopsch, Ibid., pp. 143 ff.
- ⑨ K. Haaf, Die altnorwegischen Nachbarschaften, S. 195.
- ⑩ M. Roslowzef, The social and economic history of the Roman Empire, 1926, p. 472.
- ⑪ J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, 1928, Bd. 1, SS, 35-6.
- ⑫ M. Weber, Agrarverhältnisse der Altertum, G. A. S. W. G., 1924, S. 19.
- ⑬ M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, 黒正・共訳『マルクス・レーニン主義経済学』巻一 19頁—111頁。
- ⑭ A. Dopsch, Ebd., SS. 389-92, Ibid., pp. 158-9.
- ⑮ M. Bloch, Ibid., p. 170; A. Dopsch, Ebd., S. 392.
- ⑯ M. Bloch, Ibid., p. 169.
- ⑰ M. Bloch, Ibid., p. 3; V. Ernst, Ebd., SS. 16-7.
- ⑱ F. Lütjge, Die Agrarverfassung, S. 105, P. Vinogradoff, The growth of the manor, 3rd ed., 1920, p. 127.

三、ローマ制の普及とその諸条件

一般にローマ帝国瓦解後、なお未だ帝国の余映が残存してゐたところは、時代は今や互に分立せる小部族國家 (Stamm Staat) の段階に入つたのである。①。さうだがこの時代は小部族國家濫立の武力闘争の時代であつた。ノランク王国の諸王とて Pepin II, Charles Martel は、かかる諸事情を止揚して、さうして國王権力の發達をはかつたのである。

る。^③即ち旧来の混乱せる扈從制 (Gefolgschaft) を再建せんがため、それへの対応策として、新たに、外部の者をば家士として導入した。^④かくして結果的には汎汎に騎士層の創設を行つたのである。それには、旧来單なる保護關係として存在していた家士制 (vassalitat) と、單なる土地給与の關係として存在していた恩給制 (Benefizialwesen) とを結合して、ここに新なるレーエン封建制 (Lehnstendulinnus) を敷いたのである。^⑤即ち封臣よりの勤務と誠実とに對する代償として、封主から封臣に期限つきで授与された財貨のうち、特に土地が重要な対象として選ばれるに至つたのである。フランク国王はかかる手段を積極的に行使する事により、人の人による支配、即ち、人格的なレーエン契約の締結という手段で、全体的な連鎖を保たんと欲した。^⑥それ故これは、國家解体的な意図の下に行われたのではなく、寧ろ人の人による支配という形の、積極的な國家形成であつたといふであらう。かくしてレーエン制の普及による騎士層の創設は、旧來の世襲貴族と自由民との分化を決定的なものとする。ウェーバーの指摘にもある如く、「事態の本質からして、貴族の政治勢力と結びついて

一定の土地保有に到達しているところの世襲貴族と、爾余の自由民との間の分化の過程は、爾後、土地耕作の集約度の増加と共に、一般に嚴格とならねばならなかつた。嘗つて充分なフーフエ数の保有に到達していた貴族にとつて、上昇しつゝある勞働生産性は地代増加の可能性を意味した。然し乍ら自由民大衆にとつては、上昇しつゝある勞働集約度は、經濟的活動へのより一層の緊縛を意味した。^⑦いわばここに我々は勞働集約度の増大という環境裡に、専ら地代收取に志向する貴族—領主層と、農業勞働のみに専心せざるをえない自由民—農奴層の分化傾向を、はつきりと看取しうる。今や兵農分離は、決定的な趨勢となつたのである。かかる兵農分離の方向は、身分社會への漸次的な成熟を意味するのであるが、これと類似の動向は、單なる世俗所領のみに限られなかつた。即ち聖職者は教會所領をば俸祿 (pründe) の名目で与えられ、さらに方伯 (graf) 等の國王の臣僚は國王直轄地を支配し、ともに事實上の土地領主となつた。いわばかかる土地給付による支配こそ、當時の國家行政の特徵的なあり方を示すものであつた。^⑧

然し乍ら、かかる人の人による人格的支配にあつては、

領主は個々の家士に対しては全能 (allmächtig) であり、
 ても、しかし家士全体との関係に対しては無能 (ohnmächtig)
 である。それ故、領主は家士の一人に対してさえも危険な
 く事を構えるためには、爾余の家士達の支持を確実なもの
 としなければならぬのである。^⑥ それ故、かかる支配の方
 法は、その意図に反し、強度に権力分散 (Zersplitterung der
 Gewalten) の傾向を辿ることになる。まことに支配はここ
 では固定化現象 (Stereotypierung) を示し、地方分権的な
 政治形象を決定的ならしめる。いわば家士側の自立性は、
 漸次、鞏固なものとなつてゆく。

かくしてレーエン制は、皮肉にも、その意図に反して、
 遠心的な政治形象をもたらず。この際かかる動向に対し、
 下部構造即ち農村社会の側にも、適合的な諸条件が成熟し
 つつあつた。第一には人口増加と開墾による家父長的家共
 同体の質的变化、第二には農業技術の向上という二要因が
 これである。^⑦ いわばこれらの要因は互に因となり果となつ
 て、新しき国家形成の媒体的モメントとなつたのである。

まづこの時期に散居的な家父長的家共同体は、人口増加
 と共に、漸次、分解の傾向に拍車をかけていた。^⑧ かかる動

向と共に旧来の家共同体は益々拡散し、また外来者をその
 中に引き入れることにより、散居定住を互に接触せしめ
 る。かくて家共同体の首長の系統を引く支配者は、自己の
 領域に可能な限りの貢租納入者 (Zinsleute) を集めるため
 の努力を行つて来た。このため領主は無主地の支配を押し
 進め、可能な限り開墾を奨励した。まことにこの時期にお
 ける開墾活動の旺盛さは、全ヨーロッパの規模においてみ
 られるのであつて、この点の指摘は各国の研究成果に徴し
 て明かである。^⑨ とりわけブロックはその主著「フランス農
 業の基本的性格」(第二版、一九五二)に、「大開墾の時代」
 (L'âge de grand défrichement) なる一節を設けている程

であり、この時期の経済志向は専ら土地蓄積過程 (Boden-
 anhäufungsprozess) に存しているのである。かかる運動は
 漸次に、丘陵定住地から平地への進出となつて現われ、そ
 こてより多くの人口を扶養したのである。かくして既に九
 世紀頃には普遍的に村落形成が認められ、やがて「一個の
 封鎖的団体としての村落制」(Die Auffassung des Dorfes
 als eine geschlossenen Korporation) が擡頭する。ここに私
 は新なる類型の定住聚落をば、見出すことが出来るのであ

る。

更にかかる村落形成を促した媒体的要因として、新型の犁の利用を挙げなければならぬ。村落定住と犁との関連についてはマイツェン以来、色々な角度から研究されて来ている。特に最近これに関する研究は重視されつつあるが、英國の農業経済史家オーウィンはその代表者である。^⑧ 彼に従つて新型の犁の構造をみるに、それは次の五つの複雑な構造からなり立つてゐる。即ち、(一)犁刀 (coulters) (二)犁鏡 (share) (三)接土板 (mould board) (四)導輪 (guiding wheel) (五)犁轆、把手 (beam, handle) がこれである。犁刀は三乃至四インチで上から垂直に土壌に切り込み、犁鏡及び接土板の働きを容易にする。犁鏡は約六インチで土壌を水平に切り開く作用をなし、更に接土板は犁鏡で切り開いた土壌をば、犁の方向に対して垂直に掘り返す。かくして犁刀及び接土板が設置された事は、土壌の切開及び反転に対して飛躍的な進歩をもたらしたのである。このようにみて来ると、接土板こそ細長い矩形の地条を形成せしめたものである。まことに接土板の進歩は、畝立てを可能にし、湿気抜きを完全におこなわしめるに至つたのである。^⑨

かかる犁の普及と共に漸次、低地々域への進出がみられるに至つた。更にここで留意すべきは、この犁のもつ社会的機能である。^⑩ この重い犁 (caruca) は到底、個人では操作不可能であるため、農民は相互に犁耕共同体 (Pfluggenossenschaft) を形成するに至る。^⑪ 犁耕の度毎に作られる細長い耕地片は、犁耕組のメンバーに配分され、ここに所謂混漕地条 (Gemeingelage) が形成される。更に混漕地条における個々の農業経営を規制するために、耕地強制 (Flurzwang) が行われ、ここに名実共に開放耕地制度が施行される。今や土地を基礎にする共同体組織、すなわち、ヴェーラーのいう土地共同体 (Gesamtheit über Grund und Boden) が出現するのである。^⑫

ところで土地を基本的な単位とする新たな共同体の擡頭は、この時期の経済観念に顕著な変革をもたらす。従来、家父长的家共同体の段階にあつては、蓄積対象は専ら人間の労働力である。この点に關しウェーバーも、「なるほど初期においては——というのは、あまり道具がなかつた農耕の場合においては——収益を増大する手段といへば、ただ労働の集積のほかなく、したがつて家の範囲は増

大の時期を経過した。」と指摘している通り、家父長的家共同体は正に、人間労働力の集積、特に不自由民・奴隷の蓄積に基礎をおいていた。然し乍らこの時期を経過すると、歴史の発達は大体において家の範囲をたえず縮小せしめつづけたのであつた。そして旧来の人間労働力に代つて、土地が重要な蓄積対象になるのである。この間の事情を示す如実の事例は、経営単位の指標と見做されているモルゲン (Morgen) 、 ヨッホ (Joch) 等の意味内容に如実に示されている。

もとモルゲン・ヨッホ等の語義は、すべて朝の間の仕事及び一日の仕事といつた具合に、労働の量を表現していたのである。これが後になつて漸次地積の大いさに転用されるに至つたのであり、この意味からすればモルゲン、ヨッホは、地積の量のみを表示しているフーフエと、同じ発展路線の上に位置しているかにみえる。然し乍らこの際、注目しなければならぬのは、モルゲン、ヨッホは決してフーフエの構成単位ではありえない。従来この点は屢々混同されていたのであるが、例えば五五ヨッホ、一五二ヨッホ、一三四ヨッホ等の如く、標準フーフエ || 三十ヨッホを

超過する事例が幾多みられる。即ちモルゲン、ヨッホとフーフエとの間には無視すべからざる相違が存する。モルゲン、ヨッホは家共同体内部における単なる経営技術的な表示であるに反して、フーフエは新に擡頭した莊園領主の政治的規制によつて設けられた、地積を基礎とする貢租徴収の基礎単位であつた。④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ それ故フーフエ制普及の裡に、新たな土地共同体をふまえた莊園領主の政治的進出を読みとらねばならない。いわばフーフエ制は、レーエン契約による莊園領主の広汎なる出現を俟つて、始めて可能となつたのである。私は今や、レーエン制の基礎体制としての莊園領主制の形成について、論及しなければならぬ。

① H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, 1952, S. 29 世良晃志郎訳、ドイツ法制史、昭二九、六四頁。増田四郎、ゲルマン民族の國家と經濟、昭二六、二六三頁。

② Ganshof, Feudalism, 1952, p. 16.

③ M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, G. D. S. 3Aafl, S. 730.

④ H. Mitteis, Ebd., S. 48, 世良訳、前掲書、一〇六一七頁。

⑤ H. Mitteis, Ebd., S. 49, 世良訳、前掲書、一〇七頁。Ganshof, Ebd., p. 56. 猶、邦文々獻でこの点を強く主張したものと

して、世良晃志郎、封建制社会の國家權力、法と國家權力所収

乍らこれに代つて彼等は、新たに土地と一定の關係をとり結ぶように運命づけられる。即ち彼等不自由民は、土地に緊縛された農奴に転化する。^⑥かかる趨勢の赴くところ、従来の自由民も一部は土地緊縛の農奴へと下降する。いわばここに不自由民、自由民を問わず、農奴への平準化運動がみられるのである。これら農奴は、当初、期限付きの短期間の土地保有権をもつにすぎなかつたが、これが漸次固定化し、遂には生涯にわたる用益権、乃至は相続権さえも持つに至る。^⑦然し乍ら農奴は、寄進と同時に土地の処分権を放棄したのであつて、聖俗領主がその領有権を持つに至るのである。^⑧今や自由民・不自由民を問わず、彼等は一様に農奴として、村落における領主裁判権の下に組み込まれるに至るのである。^⑨

ところで、これら新なる農奴が、純粹培養的に形成されたのは、主として開墾地においてであつた。開墾農民即ちコロニー (Colon) は、人格的不自由からは解放されたけれども、いままた土地に緊縛された農奴として現われた。いわば農奴は、純粹に土地に關係づけられたものとして規定してよいであろう。それ故、開墾地では、とりわけ、地代

領主制 (renten Grundherrschaft) 又は自由領主制 (freie Grundherrschaft) とも称すべき形態が出現している。^⑩然し乍ら一般的には未だ、旧来からの家父長的家共同体に隷属した人格的不自由民 (Mancipia) が広汎に、領主のフロンホーフ (Fronhof) の周囲に存在している。いわばこれは古代的家共同体の名残をもつ隷属民 (Familia) で、共同体内部の農業労働者層とも称すべき社会層である。英国に關し最近ポスタン教授が、これら農業労働者層をば、*“family”* として規定しているが、これらは農奴より低い身分に屬し、むしろ古代奴隸の系譜に由来している。^⑪いわば彼等は未だ中世的農奴に進化しえないで、家父長的家共同体の下に人格的隷属者として存在し、専ら首長に奉仕している家僕なのである。ところで、これには、零細なる土地保有者乃至はまつたく土地をもたない不自由民が包含されているが、共に専ら領主の直領地經營に利用されている点は、特徴的である。^⑫かかる諸事情の裡に、我々は、所謂ヴィリカチオン体制 (Villikationsverfassung) の存在を確認するのである。

このように領主・農民間の社会關係には、異質の二つの

体制が併存していたのである。所謂、自由領主的要素とザ
イリカチオンの要素の併存がこれである。然してかかる領
主・農民關係は、当然、農民身分の上に反映して来る。自
由領主的要素としては封建的な標準農奴が形成され、グイ
リカチオンの要素にあつては、不自由民乃至は奴隸が対応
的に存在している。先ず中世的な標準農奴をみるに、その
保有地はフーフエ単位に構成されており、それは領主への
賦役地代提供の基礎単位となる。しかもここで留意すべき
は、フーフエがあくまで、土地共同体的秩序に属するもの
たる事である。これに比して奴隸(Mancipia)をみるに、
その基礎単位は屋敷であつて、マンズ(manse)がこれに
該当しているのである。いわばマンズはあくまで屋敷をそ
の基礎規準とした、家父長的家共同体の遺制に属するもの
である。それ故、フーフエとマンズとは、異つた社会秩序
を表象する好箇の指標なのであつて、この両者は厳密に区
分されるべきものである。^⑤特にフーフエは、新しく形成さ
れた小領主の所領において広汎に創出されたが、これに反
しマンズは、古くからの国王直轄地、宗教所領、方伯領、
その他大領主の所領に、広汎に存在していた。然し乍らフ

ーフエとマンズは、全然、無關係に存在している訳ではな
い。例えば当時の史料において、両者が併存して記載され
ている点からみると、フーフエとマンズとを共に同一領有
者が所有している場合も考えられる。しかもこの際注目す
べきは、次のような諸事情である。即ち、四二〇フーフエ
と二九〇マンズ、四二一フーフエと三四三マンズ、二〇五
フーフエと一一三マンズといった具合に、必ずフーフエ数
よりもマンズ数が下廻つてゐる。^⑥これはこの時期に、既
に、マンズ数よりもフーフエ数が増大していることを意味
している。そして時代が下ると共に、マンズは漸次その数
を減じ、より新しいフーフエが出現して来る。特に開墾地
ではフーフエ的規準が、漸次、相当大幅にみられるようにな
つた。^⑦リットゲ教授のいうところを聞くに、「マンズは
子孫や恐らくまた、下層奴隸のみの所持にかゝる親密な経
済的紐帯に属した土地の一部分であり、フーフエは莊園領
主的フーフエ農民の所持にかゝる純粹に莊園領主から貸出
された土地である。フーフエは増大して来ているが、……
マンズはこれに反し、数の上で減少している。」^⑧といつた
趨勢が支配的となる。尤もカロリంగా初期には、未だ土

地台帳にみえるフーフエの地積は、全耕地の二十パーセント程度であつたが、時の経過と共に、マンズのそれを上廻つて行つたのである。^④

かくしてこれらフーフエは、新なる農奴の用益地として重量の犁によつて普及化され、各人のフーフエは犁耕組を形成しつゝ、混清地条をなして存在した。従つてそれは、犁耕組による全体的規制の下に立つて始めて、規則正しく耕作される。いわばそれ自体にて、一個の土地共同体を形成しているのである。^⑤ かくしてフーフエは、土地共同体のメンバーの社会的持分という意味を担つているのであり、その限りこれは、相互に緊密な社会的紐帯を形成している。その意味からも、フーフエにより構成されている土地共同体は、旧来からの散居的な孤立した自由な家共同体とは、全く異つた社会形態を呈している。まことにかかる土地共同体の結成は、当時の技術水準、経済条件、政治事情を考慮する時、もつとも合理的にして進歩的なものであつたと見做してよい。とりわけ、この土地共同体の出現が、前進的な所領を代表する教会領の場合に著しい点は、充分、注目すべきであらう。残存せるこの時期の寄進關係

の文書には、土地に農民が附着せしめられているのがみえる。これは旧来、土地と農民とが別箇に寄進されているのに較べて、異常なる変化といふべきである。これは、旧来、家父長的家共同体に属していた奴隸乃至は不自由民が、漸次、土地に緊縛され来つた事情を示すものであらう。かかる趨勢の極まるころ、一定のフーフエ面積に包含されるべき農奴数は、總体的に標準化した数字を示し始めて来る。いわばここにこそ、標準的な農民地が土地共同体を場として、漸次、形成されつゝあつた事が知られるのである。

今や土地共同体は、領主制の確立、人口の増加、農業技術の進歩による集約度の増大と共に、農業経営様式も決定的な変貌を遂げ、所謂粗放穀草式経営（wilde Feldgraswirtschaft）から二圃乃至三圃式経営（Zwei-oder Dreifelderwirtschaft）へと發展する。^⑥ かかる経営集約度の増大は、村落定住を益々永久的ならしめ、土地共同体は漸次、内部的緊密性と閉鎖性を強化する。今や一箇の土地共同体は他の土地共同体との間に境界づけを行う。これがマルカ（mark）乃至はマルク（mark）であつて、始めは森林、原野の

地面で境界を漠然と劃していたものが、ローマ法の影響をうけて漸次、境界線となつて来る。^⑧これと共に従来の無主地も村落所有地となり、人口増加による耕境の拡大と共に村落構成員で分割し、これを耕地に編入するようになる。これ以外の村落有地は共有地として、放牧、燃料採取、漁獵等に用いられ、すべて土地共同体の規制 (Zwilling und Bann) に従う。この規制は共同体の名において行使されるものにあつて、「国王」の国家権力 (Saulische Gewalt) とは異つた性格のものである。いわば領主・農民間に自生的に産れた家産的共同体に属するものである。^⑨それ故これは、領主側のものとも、さりとて農民側のものとも區別し兼ねる領主—農民的な二重的側面 (Doppelseitigkeit) を具有している。^⑩換言すれば Zwilling und Bann はゲヴェーレ (Gewere) 的性格を有しているものもある。^⑪それ故 Zwilling und Bann の諸特権は、絶えずその時々々の力関係によつて、領主・農民の間を動揺して止まない。これは、それが内包しているゲヴェーレ的性格に由来するのであつて、それのもつ歴史的宿命と見做してよいであらう。それ故、領主・農民間の力関係の均衡が何等かの意味で破れる時、す

べて Zwilling und Bann の権利の帰属をめぐつて、両者の間に緊張が持続される。^⑫かかる緊張による共同体的諸権利の結晶が、所謂、慣習法 (Gewohnheitsrecht) に結実する。それ故、荘園の慣習は、そこにおいて協働する領主・農民双方を共に規制すべき性格をば、その深き根源のうちに具有している。現実には荘園の慣習がどのような規制力をもつかは、そこにおける領主・農民間の力関係の如何に依る。

兎も角も土地共同体は、旧來の家父長的家共同体の原始的自由放任の利用権をば、村落団体の總有権の下に規制するに至る。^⑬今や旧來の Privatbesitz は Gemeinsum なるものに規定されたものとして、始めて社会的に許容される。いわば共同体的権利の一分枝としての資格においてのみ、私的利用権は存在しうるのである。私は領主制下における共同体の優越的存在をば、ここにはつきり読みとりうるのである。

かくして私は、封建初期における土地共同体の抬頭を知り、これを「場」としてそこに生ずる諸権利が、領主・農民を共に規制する事を知つた。しかも、この共同体的権利は、時の経過と共に、漸次、慣習権として共同体内部に蓄

積され、これが土地共同体運営の際における正当性 (Legitimität) の根拠となる。即ちこれら慣習権こそ、領主を命じた土地共同体のメンバーを深く規制する。然し乍らこの慣習権の結晶は、中世初期には未だ広汎にはみられず、むしろ中世中・末期のことに属する。ここには唯、慣習権の形成を指摘するのみに止めよう。

- ① J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, Bd. 1, 1928, S. 44 及び 鈴木成高「封建社会の研究」昭三三「三二五頁参照。
- ② F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 126.
- ③ P. Vinogradoff, The growth of the manor, 1920, p. 204 には法制史家ニコロフとオーストリアの間の事情が鮮かに記述されてゐる。参見 F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 109 参照。
- ④ F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 228.
- ⑤ F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 111. P. Vinogradoff, Ibid. pp. 187-9.
- ⑥ M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, SS. 75, 89.
- ⑦ M. M. Postan, The famulus, Economic History Review, Supplement, II, 1953, p. 11.
- ⑧ M. M. Postan, Ibid., p. 31. F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 80.
- ⑨ F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 264. 尤もノマンズこそゴットは「インムスがこのゴットマンノーノの意味に広汎に転用され、イ
ンムス中世期を通じて土地所有の基礎単位となった。参見 M. Bloch, Ibid., pp. 72, 155 et suiv.
- ⑩ F. Lütjge, Hufe und Mansus in dem mitteldeutschen Quellen der Karolingerzeit, in besondern in dem Brevarium St. Lullii, V. S. W. G., 1937, Bd. 80, Heft 1, S. 110.
- ⑪ F. Lütjge, Hufe und Mansus, SS. 114-6.
- ⑫ F. Lütjge, Hufe und Mansus, S. 124.
- ⑬ F. Lütjge, Die Hufe, S. 59.
- ⑭ F. Lütjge, Agrarverfassung, S. 240. M. Weber, Der Streit, S. 550.
- ⑮ G. V. Below, Probleme der Wirtschaftsgeschichte, 1926, S. 39; v. d. Goltz, Ehdnd., S. 125.
- ⑯ F. Lütjge, Agrarverfassung, SS. 280ff. 290.
- ⑰ V. Ernst, Die Entstehung des deutschen Grundeigentums, 1926, SS. 42-3.
- ⑱ V. Ernst, Ehdnd., SS. 48-9.
- ⑳ „Gewere“ の法社会学的分析については「戒能通孝」法律社会学の諸問題「昭十八」二一九-二二頁。川島武宜「所有権法の理論」昭二四「第三章」近代的所有権の私的性質「五三頁を参照せよ」。
- ㉑ V. Ernst, Ehdnd., SS. 62. 90.
- ㉒ O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. I, S. 45, Bd. II, SS. 33ff. 石田文次郎「土地所有権史論」昭三。

五、結 語

以上私は「形成期の土地共同体」と題し、中世初期を舞台としてこの劃期にみられる共同体の変貌を示そうと試みた。共同体の変革を通じて、当時の政治・経済的变化に一つの照明を与えようと試みたのである。まことにこの時期の共同体は、偉大な社会革命を内包していたのである。しかもその運動は、あくまで家共同体それ自体の自己発展であつた。それが他ならぬ土地共同体の抬頭という結果を産み出したのであつて、ここに所謂中世封建制の事実上の誕生を見届けようと思う。かくて領主制はレーエン契約を媒介契機として、旧来の家父長的家共同体を發展的に解消せしめ、それをば土地共同体に再編成する。それ故、土地共同体は、家共同体が本来的に具有していた共同の契機をば、自己の中に發展的に包摂する。その結晶が他ならぬ慣習権である。まことに慣習権の裡にこそ、土地共同体の歴史的性格を解明する最奥の鍵がひそんでいるように思われる。

梅溪昇「軍人勅諭の成立と西暦の憲法草案(三)

(本誌三八ノ三所載) 正誤表

頁	段	行	誤	正
六一	下	一	二十四 然シ ^⑤	二十四 然シ ²⁵
〃	〃	三	〔例文一依リ〕	〔例文一依リ〕
六五	上	七	採納シタル者	採納シタル者
〃	〃	一一	其婦裏スル	其婦着スル
〃	下	一〇	別紙 タツ入ル	別紙 タツ入ル 〔コノ行間挿入ノ註記並 タツ入ルノ一部分欠カ〕
六六	上	末	其簿冊	其簿冊
〃	下	一八	送付ス。	送付ス
六七	上	〃	水昌	水昌
六八	上	六	第四遣外國公使	第四遣外國公使
〃	〃	八	外官吏 ノ檢ヲ	外官吏 ノ權ヲ
〃	〃	一八		

however, I also discussed that the totemism was the formative power of the communal arrangement.

The Formation of the Land Community

By

Yutaka Tanaka

In the foregoing studies of the earlier stages of feudalism (Lehenswesen), its underlying stratum, the serfdom (Grundherrschaft) was often treated separately. This was why the legal and social history formed a separate field of study and no attempt was made to bridge between. This essay on the history of community is a contribution to the adequate explanation of the connections between them by tracing the gradual development of the community on the one hand and the social revolutions that accompanied it on the other hand. The explanation will be made one after the other of the patriarchal to the land community. Meanwhile the movement of the gentry played an important role and it is they that made the community come into its own.

A Study of So(惣)

By

Yoshihito Ishida

In medieval Japan where the private ownership was the rule, not exceptional as in medieval Europe the communal ownership was confined to only such small ownerships as of woods and rivers. The communities led by the landed gentry during the Kamakura era was still too powerless to resist the oppressions of the sheriffs (Jito 地頭), manorial lords and other misdoings of the routiers. Under such conditions the village communities were compelled to take refuge in the traditional lordships of the madnates. This type of community is what I mean by sosho (惣庄), but it was transformed by the civil wars of the Nanboku-cho (南北朝) and on the wastes after the turmoil there emerged another type of community. The population grew, the communal assets